

セントラルパーク基本計画検討委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「セントラルパーク基本計画検討委員会」（以下「検討委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討委員会は、大濠公園と舞鶴公園の一体的な活用を図り、県民・市民の憩いの場づくり、歴史・芸術文化・観光の発信拠点づくりを目指す「セントラルパーク構想」に基づき、具体的な整備や管理運営内容を定める「セントラルパーク基本計画」のとりまとめにあたって、助言等を行うことを目的とする。

(組織及び委員)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の任期は、検討委員会が設置された日から第2条の目的を達成する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、検討委員会の会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある場合、又は会議に出席できない場合は、その職務を代行する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長は会議の進行にあたる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は原則公開とする。ただし、会議における審議の内容が、福岡県情報公開条例第7条第1項各号に掲げる情報（非開示情報）及び福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第7条 会議の議事録は、会議の議題又は論点ごとの審議経過を明らかにした要点筆記とする。

2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定し、福岡県情報公開条例第7条第1項各号及び福岡市情報公開条例第7条各号にある非公開情報の部分を除き原則公開する。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、福岡県建築都市部公園街路課及び福岡市住宅都市局みどりのまち推進部みどり政策課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、事務局が委員長と協議の上、定める。

附則

この要綱は、平成27年12月4日から施行する。

別 表

セントラルパーク基本計画検討委員会 委員名簿

(行政を除き五十音順、敬称略)

区分	氏名	役職名	備考
学識経験者	いとう じゅんじ 伊東 順二	東京芸術大学社会連携センター 特任教授	美術 まちづくり
	おだ ふじお 小田 富士雄	鴻臚館跡整備検討委員会 委員長 (福岡大学 名誉教授)	歴史 (鴻臚館跡)
	こが やよい 古賀 弥生	活水女子大学文学部現代日本文化学科 教授 アートサポートふくおか 代表	文化
	すぎもと まさみ 杉本 正美	九州芸術工科大学 名誉教授	都市環境 景観
	たかせ てつろう 高瀬 哲郎	福岡城跡整備基本計画検討委員会 委員 (元 佐賀県立名護屋城博物館学芸課長)	歴史 (福岡城跡)
	たつみ ひろし 辰巳 浩	福岡大学工学部社会デザイン工学科 教授	交通計画 都市計画
	みの も としたろう 蓑茂 壽太郎	一般財団法人公園財団 理事長	公園計画 造園学
	よこやま ひでじ 横山 秀司	九州産業大学商学部観光産業学科 フェロー教授	観光集客
関係団体	いしい よしたか 石井 幸孝	NPO福岡城市民の会 理事長	
	なかお かずき 中尾 和毅	福岡経済同友会福岡地域委員会 委員長	
	ふなつ まさあき 船津 正明	大濠公園をよくする会 代表世話人	
行政	おかべ かつみ 岡部 勝巳	財務省福岡財務支局 管財部長	
	ふもと ひろき 麓 裕樹	国土交通省九州地方整備局 建政部長	
	えのもと みちや 榎本 通也	国土交通省九州運輸局 観光部長	
	いまむら しゅうじ 今村 修二	福岡県 商工部長	
	まつもと さとる 松本 悟	福岡県 建築都市部長	
	にしむた りゅうじ 西牟田 龍治	福岡県教育庁 教育次長	
	しげみつ ともあき 重光 知明	福岡市 経済観光文化局長	
	ば ば たかし 馬場 隆	福岡市 住宅都市局長	
	いけみ まさひこ 池見 雅彦	福岡市 中央区長	